

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年2月7日（令和4年（行情）諮問第141号）

答申日：令和4年11月2日（令和4年度（行情）答申第310号）

事件名：「保護室の使用要領について」（特定刑事施設）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年5月27日付け広管総発第128号により広島矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、一部不開示部分を含む行政文書の開示決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）文書2のうち、写真1、写真2、写真3のマスキングと毛布の丈の長さをマスキングした部分は法が定める不開示の要件を欠く。

（2）文書1も同じである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和3年4月23日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書を含む複数の行政文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書についてその一部（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とした一部開示決定（原処分）に対するものであり、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているものと解されることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）文書1について

文書1は、特定刑事施設における保護室の使用要領について、特定刑事施設の長が定めた指示文書であるところ、本件不開示部分には、保護

室の所管に関する情報，特定刑事施設における保護室の具体的な巡回頻度に関する情報及び保護室を開扉する際の立会職員の人数に関する情報が記録されている。これらの情報を公にすると，自殺，逃走，その他の規律違反行為等の特定刑事施設における規律秩序が適正に維持されない状況をじゃっ起しようとする者が，これらの情報を利用し，効果的な方法を考案するなどして，その状況を発生させる危険性が高まることが考えられるなど，刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるといえるから，これらの情報は，法5条4号に規定される不開示情報に該当し，また，このような支障を回避するため，勤務体制の変更を余儀なくされるなど，特定刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるといえるから，同条6号に規定される不開示情報にも該当する。

(2) 文書2について

文書2は，特定刑事施設における保護室で使用する自殺防止用寝具及び衣類の使用について，特定刑事施設の長が定めた指示文書であるところ，本件不開示部分には，自殺防止用寝具として使用される毛布（掛け布団）の丈に関する情報及びその写真並びに自殺防止用の措置を講じた衣類の写真が記録されている。これらの情報を公にすると，自殺，逃走，その他の規律違反行為等の特定刑事施設における規律秩序が適正に維持されない状況をじゃっ起しようとする者が，当該情報を利用し，効果的な方法を考案するなどして，その状況を発生させる危険性が高まることが考えられるなど，刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるといえるから，これらの情報は，法5条4号に規定される不開示情報に該当し，また，このような支障を回避するため，保護室で使用する寝具，衣類を変更し，勤務体制の変更を余儀なくされるなど，特定刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるといえるから，同条6号に規定される不開示情報にも該当する。

3 原処分の妥当性について

以上のとおり，本件不開示部分について，法5条4号及び6号に規定される不開示情報に該当するとした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和4年2月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 同年9月26日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し及び本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

文書1は、特定刑事施設において保護室の使用要領を定めた指示文書であり、保護室の所管及び巡回頻度並びに保護室を開扉する際の立会職員の人数に関する情報が不開示とされていると認められる。

また、文書2は、特定刑事施設の保護室で使用する自殺防止用寝具及び衣類の取扱いについて定めた指示文書であり、寝具として使用する毛布の長さに関する情報並びに寝具及び衣類の写真が不開示とされていると認められる。

これを検討するに、これらの情報を公にすると、自殺、逃走、その他の規律違反行為等の特定刑事施設における規律秩序が適正に維持されない状況をじゃっ起しようとする者が、当該情報を利用し、効果的な方法を考案するなどして、その状況を発生させる危険性が高まる旨の上記第3の2(1)及び(2)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

そうすると、本件不開示部分を公にすると、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、本件不開示部分は法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙 本件対象文書

特定刑事施設が保有する以下の文書

文書1 特定年月日A付け所長指示第40号「保護室の使用要領について」

文書2 特定年月日B付け処遇首席指示第57号「保護室における自殺防止
用寝具及び衣類の使用について」